札幌市DX・賃上げ加速化補助金交付要綱

令和８年４月14日　経済観光局長決裁
直近改正 令和８年６月５日

（通則）
第１条　札幌市DX・賃上げ加速化補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和８年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）
第２条　本補助金は、札幌市内に本社を置く中小企業等が、デジタライゼーション又はDX（デジタルトランスフォーメーション）を目的として行うITツール導入等に要する経費の一部を補助することにより、企業の生産性向上等及び賃上げを実現し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）
第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる会社及び個人
(2)　市内中小企業者　中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
　ア　主たる事務所を市内に登記している会社
　イ　本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主
　ウ　市内に施設を所有又は賃借し、当該施設で事業を営んでいる個人事業主
(3)　その他の法人　次のいずれかに該当する者をいう。
　ア　主たる事務所を市内に有する、医療法人及び社会福祉法人並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人。
　イ　主たる事務所を市内に有する、常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあっては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては100人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項の規定による。）
　ウ　主たる事務所を市内に有する、常時使用する従業員の数が300人以下である、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に定める組合等
(4)　IT産業　総務省が定める日本標準産業分類(令和５年７月改定)に基づく以下のいずれかに該当する事業をいう。
　大分類G情報通信業－中分類39情報サービス業
　大分類G情報通信業－中分類40インターネット附随サービス業
(5)　市内中小IT企業者　札幌市内に拠点を有し、IT産業を主たる事業として直近の１年以上営む者のうち、資本金の額又は出資の総額が３億円以下又は従業員の数が300人以下の事業者(個人事業主も含む)、かつ、みなし大企業に該当しない者をいう。
(6)　DX推進計画　札幌市が実施する「札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務」において、DX推進を目的として補助事業者ごとに作成される計画のことを指す。
(7)　みなし大企業　発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者をいう。

（補助事業者）
第４条　補助事業者は、市内中小企業者、その他の法人のうち、次の各号のすべてに該当する者とする。
(1)　DX推進計画の作成を完了している者
(2)　同一事業を直近の１年以上営んでいる者
(3)　従業員の平均賃金を令和７年12月時点と比較して令和９年３月末日までの間に3.5%以上引き上

げる旨を誓約した者
２　前項の規定に関わらず、規則第５条第３項第１号から第３号に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者になることはできない。
(1)　札幌市に対する税金や使用料等の債務の支払いを滞納している者
(2)　みなし大企業に該当する者
(3)　別表１に記す事業を営む者
(4)　社会常識上及び倫理上好ましくない事業を営む者
(5)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者
(6)　補助事業の実施に関し、法令に違反している者
(7)　重大又は悪質な法令違反をしている者
(8)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
(9)　民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による申立て等、事業継続について不確実な状況にある者

(補助事業)
第５条　補助事業は、補助事業者が実施するデジタライゼーション又はDXを目的として行うITツール導入等のうち、前条第１項第１号に規定する、完成したDX推進計画に基づく事業とする。
２　次の各号のいずれかに該当する事業は補助事業としない。
(1)　別表２に示す補助対象経費区分「事業費」に該当する経費が含まれない事業
(2)　事業成果を他社に転売することを主目的とする事業
(3)　本市や他の公的機関（国、都道府県、市町村）等から補助金、助成金等を受けている又は受ける予定がある事業
(4)　別表１に示す事業
(5)　社会常識上及び倫理上好ましくない事業

(補助対象経費)
第６条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表２に定める経費とする。
２　補助対象経費区分「設備備品費」及び「人材育成関連費」の合計額が、補助事業の総額の５割を超過した場合における、超過分の経費については、補助対象として認められない。

(補助率及び補助限度額)
第７条　補助率及び補助限度額は別表３のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)
第８条　交付申請をしようとする者は、札幌市が別に定める期間内に、補助金交付申請書兼誓約書(様式１)、経費明細書（様式２）、賃上げ誓約書（様式３）及び添付書類を札幌市が別途指定する者に提出するものとする。
２　次の各号のいずれかに該当する者は交付申請を行うことはできない。
(1)　補助事業について他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている、又は受ける予定である者
(2)　同一年度内に既に本補助金の交付の決定を受けた者

(補助金の交付決定及び額の確定等)
第９条　市長は、補助金の交付を決定したときは、同時に交付すべき補助金の額を確定するものとする。
２　規則第７条の規定による交付決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、交付決定通知書（様式４）により併せて行うものとする。
３　市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書（様式５）により通知するものとする。
４　第１項の規定により交付決定と同時に額の確定を行うため、規則第13条に規定する実績報告書の

提出は要しない。

（補助事業者の義務）
第10条　補助事業者は、採択された事業について、次の各号に掲げる義務を負うものとする。
(1)　補助事業者名、事業名、事業の概要等を札幌市及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「札幌市等」という。）が公表することに同意すること。
(2)　事業完了後３年が経過するまでの間、札幌市等から事業の進捗状況及び事業効果等にかかる調査依頼があった場合は、これに応じること。
(3)　事業完了後３年が経過するまでの間、札幌市等が主催する成果普及等の事業（事業報告会、各産業分野に対するデジタライゼーション又はDXの普及啓蒙セミナー等）実施について協力依頼があった場合は、可能な限りこれに協力すること。
(4)　札幌市等より、経理等の状況について検査を求められた場合は、これに応じること。
(5)　第４条第２項第１号から第９号までのいずれかに該当した場合に、遅滞なく札幌市に報告すること。

（補助金交付決定の取り消し）
第11条　規則第17条に定める場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 本要綱又は本要綱に基づく札幌市の処分又は指示に反する事実が明らかになったとき。
(2) 補助金の交付申請後に、第４条第２項第１号から第９号までのいずれかに該当したとき。

（財産の使用等に係る承認）
第12条　規則第21条に定める期間は、補助金の交付決定した日が属する会計年度の終了後から５年間とする。
２　規則第21条第２号に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械装置、備品及びその他の財産とする。

（その他）
第13条　この要綱の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和８年４月14日から施行する。

附 則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和８年６月５日から施行する。

別表１

- 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
- ゴルフ会員権売買業などの金融業
- 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く保険業
- 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
- もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
- 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
- モーテルなどの旅館業
- 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
- 芸妓周旋を行う民間職業紹介業
- その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人及び第３条第３号ウに規定する者を除く）、 公務、集金業、取立業、学校法人など）

別表２

経費区分	補助対象経費（※１、※２）
設備備品費	１ ハードウェア購入費及び使用料 ２ 汎用ソフトウェア購入費（※３）及び使用料
事業費	１ ソフトウェア開発委託費 ２ ソフトウェア購入費（※４）及び使用料
人材育成関連費	申請する企業の従業員を対象に、本申請で導入するシステム（ハードウェア、ソフトウェア）の利用に関する知識や技能などを習得する研修を受講させる費用（研修受講料、講師への報酬など）。 研修とは、一般的に実施及び開催要項が公開されているもので、かつ目標が定められたカリキュラムと教材が存在しているものとする。なお、自社内で完結（自社で製作したカリキュラムで研修を実施）するものは含まない。

※１　消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。

※２　以下に掲げる経費については補助対象経費から除外する。

ア）補助事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等にかかる経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費

イ）消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通的経費 ・食糧費、接待費等の個人消費的経費

ウ）「中小企業団体の組織に関する法律」第３条第１項に定める事業協同組合等を設立する場合、 その設立に関する経費

エ）財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費

※３　一般に市販されているものであり、他に流用可能で、汎用性の高いもの（例：オペレーティングシステム（OS）ソフト、オフィスソフト、データベースソフト、文書・画像・動画などの作成・編集・ 加工が可能なアプリケーションソフト等）。汎用ソフトウェアに該当するか否かは札幌市が判断する。

※４　汎用ソフトウェアに該当しないもの。汎用ソフトウェアに該当するか否かは札幌市が判断する。

別表３

補助事業の契約相手	補助限度額	補助率
市内中小IT企業者	500万円	３分の２
その他企業		２分の１

札幌市DX・賃上げ加速化補助金交付要領

令和８年４月14日　経済観光局長決裁

（通則）
第１条　札幌市DX・賃上げ加速化補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和８年規則第24号。以下「規則」という。）及び札幌市DX・賃上げ加速化補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、要綱第13条の規定に基づき、この要領の定めるところによる。

（交付申請期間）
第２条　要綱第８条に定める補助金の交付申請期間は、令和８年４月14日から令和９年１月31日までとする。

（複数月契約における補助対象経費）
第３条　サブスクリプション（定額制サービス）等複数月にわたる契約（以下「複数月契約」という。）を締結する場合は、次の各号に掲げる日付のうち最も遅い日付（以下「補助対象開始日」という。）から、令和９年１月31日又は当該複数月契約の終了日（契約期間の途中で解約した場合にあっては、当該解約日）のいずれか早い日（以下「補助対象終了日」という。）までの期間に相当する分の使用料のみを補助対象経費として認める。
(1)　複数月契約の契約開始日
(2)　札幌市が実施する「札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務」におけるDX推進計画の策定日
２　前項の補助対象経費の額は、複数月契約に係る総額を当該契約期間の月数又は日数により按分し、補助対象開始日から補助対象終了日までの期間に対応する額として算出した額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
３　補助事業者は、第１項の規定により補助対象経費として認められた複数月契約について、対象期間中に当該契約の全部又は一部を解約した場合は、遅滞なく札幌市に報告しなければならない。この場合において、市長は、解約により対象外となった期間に係る補助金について、要綱第11条の規定に基づき交付決定の一部を取り消し、返還を命じるものとする。
４　前項の報告を怠り、又は虚偽の報告を行った事実が明らかになった場合は、要綱第11条第１号の規定に該当するものとして、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（リース契約の扱い）
第４条　リース契約に係る経費は補助対象経費として認めない。
２　ハードウェア等有体物の提供を伴うサブスクリプション（定額制サービス）は、本要領においてはリース契約とみなす。ただし、当該契約においてソフトウェア利用料に相当する額が合理的に算出できると市長が認めた場合は、当該額に限り、この限りでない。

附 則
（施行期日等）
１　この要領は、令和８年４月14日から施行する。